

東近江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

東近江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

平成30年2月28日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

東近江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 法第115条の14第1項及び第2項の条例で定める基準は、以下の各号に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）に定めるところによる。

- (1) 省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項において定める記録の保存期間 サービス提供の完結の日から5年間
- (2) 人権擁護と虐待防止に関する取組 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修の機会を確保するものとする。
- (3) 非常災害時における業務継続のための体制構築 指定地域密着型サービス事業者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。